

税金は期限内に納付しましょう！

県と県内市町村では10月～12月を「滞納整理強化期間」として
【ストップ！滞納】を合言葉に徴収対策を強化します。

町税（町県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、法人町民税、国民健康保険税）は、安心安全なまちづくりのための貴重な財源です。

町・県では、正しく納税されている方との公平性を保つため、期限内に納付がない場合は法律に従い差押え等の滞納整理を積極的に進めています。

納税には、便利な口座振替をご利用ください

町税の納付には口座振替が便利です。町内金融機関や役場等に設置してある申込書に記入し、口座振替を希望する金融機関に提出してください。金融機関等に出向かず納付でき、また、納め忘れの防止にもなります。ぜひご利用ください。

コンビニでの納税もできます

曜日、時間に関係なく、全国の主なコンビニエンスストアでも納税できます。

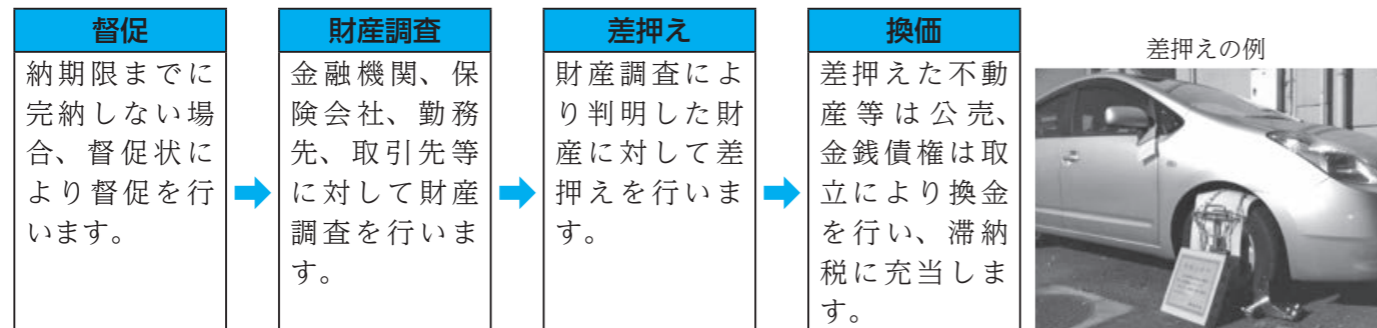
納期限を過ぎてしまった場合は

町税にはそれぞれ納期限が決まっています。納期限を過ぎた場合、法律で定められた延滞金が加算されます。納付が遅れるほど負担が大きくなりますので期限内の納付をお願いします。

納期限を過ぎても納付がない方には、督促状を送付します。特別な事情により納付できない場合は、必ず税務課にご相談ください。

滞納が続いた場合 督促状を送付しても納付がない場合には、町では催告書を送付する等、自主的な納付を促しています。しかし、納付できる財産や収入等があるにもかかわらず、督促状や催告書を送付後も納付されなかった場合は、法律に従い、町では財産等を調査し、財産等が発見された場合は差押え等の滞納処分を行います。調査・差押の対象となる財産には、不動産、給料、年金、預貯金、生命保険、株式、売掛金、賃貸料、動産等があります。町では平成30年度に181件の差押えを執行しています。

～滞納処分の流れ～



※一般の債権者等とは異なり、町税を徴収する職員には、裁判所の令状等がなくても、滞納処分のために調査、搜索、差押えをすることが認められています。

問合せ **町税の納付** 管理担当 ☎ 125・126、納税、特別収納担当 ☎ 124
町県民税、軽自動車税、法人町民税、国民健康保険税 住民税担当 ☎ 133
固定資産税・都市計画税 資産税担当 ☎ 130

10月31日（木）は納付期限です 口座振替も同日が振替日です

口座振替の方は、通帳残高をご確認ください。

口座振替をご希望の方は、通帳、通帳届出印、納税（決定）通知書を持って、
口座のある金融機関へお申込みください。

取扱い金融機関は納付書裏面に記載されています。町外の金融機関の場合は、口座振替依頼書が必要になりますので、お問合せください。

町県民税 第3期 国民健康保険税 第4期	介護保険料 第4期	後期高齢者医療保険料 第4期
問合せ 税務課 納税担当 管理担当	問合せ パトリアおがわ (長生き支援課) 介護保険担当	問合せ 町民課 後期高齢者医療担当
☎ 125・126	☎ 74-2323	☎ 148・149

マイナンバーカードを申請しませんか？

マイナンバーカードは、本人確認のための公的な身分証明書として利用できるほか、様々な行政サービスを受けられるようになるICカードです。初回の発行は無料です。

下記必要書類をお持ちのうえ、役場窓口で申請が可能です。

受付窓口 町民課 戸籍年金担当（役場1階）

申請できる方 本人のみ。任意代理人による申請は不可（ただし、15歳未満の方や成年被後見人の方が申請する場合は法定代理人の確認書類及び付添いが必要になります。詳細は事前にお問合せください）。

手数料 初回発行のみ無料。紛失等によるカード再発行800円、電子証明書再発行200円。

必要書類 通知カード、本人確認書類※1、印鑑、マイナンバーカード交付申請書※2、住民基本台帳カード（お持ちの場合※3）、本人の写真（縦4.5cm×横3.5cm）

手続方法 必要書類をお持ちになり、窓口で申請してください。**持ち物に不足があった場合は受付ができません。事前によくご確認ください。**また、カードに設定する暗証番号※4は、ご提出いただく暗証番号設定依頼書に基づき職員が入力します。

カードの受取 発行後、本人限定受取郵便（転送不可）により本人の住民登録地に送付します。**申請からカード発送まで1～2か月かかります。**



※1 運転免許証、パスポート等顔写真有の物は1点、健康保険証、年金手帳等顔写真無の物は2点必要になります。コピーではなく必ず原本をお持ちください。

※2 マイナンバーカード交付申請書は役場でも発行可能です。

※3 住民基本台帳カードは本人申請により発行するカードです。マイナンバーカードと併用はできませんので、お持ちの方は廃止手続が必要です。紛失された場合は窓口で紛失届をご記入ください。

※4 暗証番号はご自身でお決めください（②③④は同じ暗証番号を使用できます）

- ①署名用電子証明（英数字6～16文字。英字は大文字になります）
- ②利用者証明用電子証明（数字4文字）
- ③住民基本台帳事務用（数字4文字）
- ④券面事項入力補助用（数字4文字）

マイナンバー制度全般のお問合せ（フリーダイヤル）
 ☎ 0120-95-0178
 平日 午前9時30分～午後8時
 休日 午前9時30分～午後5時30分
 ※年末年始（12月29日～1月3日）を除く

問合せ 町民課 戸籍年金担当 ☎ 142～144

国民年金からのお知らせ ～年金生活者支援給付金が始まります～

10月1日から、年金生活者支援給付金が始まります。年金生活者支援給付金は、年金を含めても所得が低い方の生活を支援するために、年金に上乗せして支給するものです（平成31年度の基準額は月5,000円です）。

高齢者への給付金の支給要件

- ①65歳以上で老齢基礎年金受給者の方
- ②前年の公的年金等の収入金額とその他の所得の合計額が779,300円以下の方
- ③同一世帯の全員が市町村民税の非課税の方
- *②を満たさない場合でも、②の金額が879,300円以下の場合は補足的な給付があります。

障害者や遺族への給付金の支給要件

- 障害基礎年金、または遺族基礎年金の受給者の方
- 前年所得が4,621,000円以下の方
- *障害・遺族年金等の非課税収入は、給付金の判定の所得には含まれません。

手続の方法

- 平成31年4月1日時点で、老齢・障害・遺族基礎年金を受給している方
- *9月上旬より順次、年金機構から請求に必要な書類が送付されますので、必要事項を記入のうえ、年金機構に返送してください。
- 平成31年4月2日以降に、老齢・障害・遺族基礎年金の受給が始まる方
- *年金の裁定請求手続を行う際に、合わせて請求手続を行ってください。詳しくはお問合せください。

問合せ 川越年金事務所 ☎ 049-242-2657 または 町民課 ☎ 146